

銚田市告示第153号

銚田市空家バンク制度実施要綱を次のように定める。

平成30年10月30日

銚田市長 岸 田 一 夫

銚田市空家バンク制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、銚田市における空家の有効活用を通して、良好な住環境の確保及び地域活性化を図るため、銚田市空家バンクの実施について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 空家 個人が居住を目的として建築し、現に居住していない(近く居住しなくなる予定のものを含む。)市内に存在する建物をいう。ただし、次に掲げる事項のいずれかに該当するものを除く。

ア 賃借又は分譲を目的として建築された建物

イ 老朽、損傷等が著しい又は大規模な修繕が必要とされる建物

ウ 建築基準法，都市計画法その他の関連法令の規定による居住の用に供することができない建物

エ 銚田市暴力団排除条例(平成23年銚田市条例第13号)第2条第2号及び同条第3号の規定に該当する者(以下「暴力団等」という。)が所有する建物

(2) 所有者 空家及びその敷地に係る所有権により、当該空家等の売却又は賃貸を行うことができる者をいう。

(3) 空家バンク 空家の売却又は賃貸を希望する所有者から申込みを受けた当該空

家に関する情報を公開し、当該空家の利用を希望する者に対し、情報を提供する仕組みをいう。

(適用上の注意)

第3条 この要綱は、空家バンク以外による空家の取引を妨げるものではない。

(宅地建物取引業団体との協定)

第4条 市長は、空家バンクを円滑に運営するため、公益社団法人茨城県宅地建物取引業協会(以下「宅建協会」という。)と次の各号に掲げる事項について協定を結ぶものとする。

- (1) 媒介業者の推薦
- (2) 空家媒介業務等に必要な調査(事前調査は含まない)
- (3) 空家の売買又は賃貸借に係る契約交渉の媒介

(空家バンクへの登録要件)

第5条 空家バンクに登録しようとする所有者は、次の各号に挙げる要件をすべて満たしていなければならない。

- (1) 当該空家が第2条第1号の条件を満たしている建物であること。
- (2) 当該空家の所有者が第2条第2号の条件を満たしている者であること。

(空家バンクへの登録申込み等)

第6条 空家バンクへ登録しようとする所有者は、銚田市空家バンク物件登録申込書(様式第1号)に銚田市空家バンク物件登録カード(様式第2号)及び同意書(様式第3号)を添えて、市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申込みがあったときは、その内容を審査し、相当と認めるときは、当該空家を空家バンクに登録し、銚田市空家バンク物件登録通知書(様式第4号)により当該所有者(以下「空家登録者」という。)に通知するものとする。
- 3 前項の規定による登録の期間は、登録の日から起算して2年以内とする。
- 4 市長は、第2項の規定により登録した空家について、宅建協会に媒介を依頼し、媒介業者が決定したときは、空家バンク媒介業者決定通知書(様式第5号)により当該所有者に通知するものとする。

(空家バンク登録事項変更の届出)

第7条 前条第2項の規定による登録の通知を受けた空家登録者は、当該登録事項に変更があったときは、銚田市空家バンク物件登録変更届出書（様式第6号）に銚田市空家バンク物件登録カード（様式第2号）を添えて、市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定による届出を受け、空家の登録事項を変更したときは、銚田市空家バンク物件登録変更通知書（様式第7号）により当該空家登録者に通知するものとする。

（空家バンク登録の抹消）

第8条 市長は、空家バンクの登録物件が次の各号のいずれかに該当するときは、当該登録物件を空家バンクから抹消するものとする。

- （1） 空家バンク物件登録取消届出書（様式第8号）の提出があったとき。
- （2） 空家バンク物件登録の期間満了日を経過しても登録期間の延長の申出がなかったとき。
- （3） 当該空家に係る所有権に異動があったとき。
- （4） その他市長が適当でないと認めたとき。

2 市長は、前項の規定による抹消をしたときは、銚田市空家バンク物件登録抹消通知書（様式第9号）により当該空家登録者に通知するものとする。

（空家バンク登録期間延長）

第9条 空家登録者は、空家バンク物件登録期間満了後も登録の延長を希望する場合は、登録期間満了日までに、銚田市空家バンク物件登録期間延長申出書（様式第10号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定により延長できる期間は、2年間とする。ただし、登録期間の延長回数は制限しないものとする。

3 市長は、第1項の規定による申出を受け、空家の登録期間を延長したときは、銚田市空家バンク物件登録期間延長通知書（様式第11号）により当該空家登録者に通知するものとする。

（空家バンク登録情報の提供）

第10条 市長は、空家バンクに登録された空家の情報（銚田市空家バンク物件登録カード（様式第2号）に記載された情報をいう。以下「空家情報」という。）について、本市ホ

ホームページ等においてその概要を公開するとともに、希望する利用登録者（第11条第3項に規定する者をいう。）に提供するものとする。

2 前項の規定により公開する空家情報の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 登録番号
- (2) 売却又は賃貸の別
- (3) 売却又は賃貸の希望価格
- (4) 物件所在地
- (5) 物件の概要
- (6) 設備状況
- (7) 主要施設等への距離
- (8) 位置図及び間取り図
- (9) 写真

(利用の登録申込み等)

第11条 空家情報の提供を受けようとする者は、銚田市空家バンク利用登録申込書（様式第12号）に誓約書（様式第13号）を添えて、市長に提出しなければならない。

2 空家情報の提供を受けようとする者は、次に掲げる要件のすべてを満たしていなければならない。

- (1) 暴力団等でない者であること。
- (2) 空家に定住し、地域住民と協調して生活しようとする者であること。
- (3) 市税を滞納していない者であること。

3 市長は、第1項の規定による申込みがあったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、当該申込者を空家バンクに登録し、銚田市空家バンク利用登録通知書（様式第14号）により当該申込者（以下「利用登録者」という。）に通知するものとする。

4 前項の規定による登録期間は、登録の日から起算して2年以内とする。

(利用登録者に係る登録事項変更の届出)

第12条 前条第3項の規定による登録の通知を受けた利用登録者は、当該登録事項に変更があったときは、銚田市空家バンク利用登録変更届出書（様式第15号）により、市長

に変更内容を届け出なければならない。

- 2 市長は、前項の規定による届出を受け、利用登録の登録事項を変更したときは、銚田市空家バンク利用登録変更通知書（様式第16号）により当該利用登録者に通知するものとする。

（利用登録者の登録抹消）

第13条 市長は、利用登録者が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、当該利用登録者を空家バンクから抹消するものとする。

- (1) 第11条第2項に掲げる要件を欠く者と認められるとき。
- (2) 空家を利用することにより公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (3) 利用登録の内容に虚偽があったとき。
- (4) 利用登録の期間満了日を経過しても、登録期間の延長の申出がなかったとき。
- (5) 銚田市空家バンク利用登録取消届出書（様式第17号）の提出があったとき。
- (6) その他市長が適当でないと認めるとき。

- 2 市長は、前項の規定により登録を抹消したときは、銚田市空家バンク利用登録抹消通知書（様式第18号）により当該利用登録者に通知するものとする。

（利用登録の登録期間延長）

第14条 利用登録者は、空家バンク利用登録期間満了後も登録の延長を希望する場合は、登録期間満了日までに、銚田市空家バンク利用登録期間延長申出書（様式第19号）を市長に提出しなければならない。

- 2 前項の規定により延長できる期間は2年間とする。ただし、登録期間の延長回数は制限しないものとする。
- 3 市長は、第1項の規定による申出を受け、利用登録の登録期間を延長したときは、銚田市空家バンク利用登録期間延長通知書（様式第20号）により当該利用登録者に通知するものとする。

（希望物件の交渉申込み及び通知）

第15条 利用登録者は、希望する物件の交渉を申し込むときは、銚田市空家バンク物件交

渉申込書（様式第21号）により市長に申し込まなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申込みがあったときは、銚田市空家バンク物件交渉申請通知書（様式第22号）により空家登録者及び媒介業者に通知するものとする。

（空家登録者と利用登録者の交渉等）

第16条 前条第2項の規定による通知を受けた媒介業者は、遅滞なく当該利用登録者と交渉を行い、その結果について宅建協会に報告し、宅建協会は銚田市空家バンク物件交渉結果報告書（様式第23号）により速やかに市長に報告しなければならない。

- 2 市長は、空家登録者と利用登録者との空家に関する交渉及び売買又は賃貸借の契約並びにこれらにより生じる利益及び損害については、一切これに関与しない。

（個人情報の取り扱い）

第17条 空家等登録者及び利用登録者は、空家バンクにおける個人情報の取り扱いについて、次の各号に定める事項に留意のうえ適正に取り扱うものとし、この登録が解除された後においても、同様とする。

- （1）個人情報を他人に漏らし、又は自己の利益若しくは不当な目的のために取得、収集、作成及び利用しないこと。
- （2）個人情報をき損又は滅失することのないよう適正に管理すること。
- （3）空家バンクから取得した個人情報にあつては、当該個人情報を市長の承諾なくして複写又は複製してはならないこと。
- （4）個人情報は、業務終了後速やかに廃棄（消去）その他適正な措置を講じなければならないこと。

（その他）

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成30年10月30日から施行する。